

原告側は「実質勝訴」

負担金の「肩代わり」

は違法——。細見谷溪畔林（廿日市市吉和）を縦貫する幹線林道建設を巡る住民訴訟で、21日の広島地裁判決は林道の公益性を認めて請求を退けたが、林業組合の負担が実質ゼロになるよう、同市が負担金と同額を補助し続けてきた仕組みを違法と認めた。公共事業のあ

細見谷林道訴訟

負担金肩代わり違法

り方に一石を投じる司法。続けて支出していた補助金に反対し、監査請求や住民投票の実施を求めた。併後に引き継いだ事情などが、いずれも認められな

り方は、地元の西山林業組合への補助について、旧緑資源機構への負担。原告団長で環境NGO

県は今年1月、財政事情

廿日市の真野勝弘市

「林業組合へ補助公益性ない」

担金と同額である合理性を認めず、組合の経営状況をなどを踏まえて補助額を検討した形跡もないと

長は、勝訴判決に「当方の主張が受け入れられた」とコメント。林野庁は「負担金は旧緑資源機構が割り振ったもの。コメントする立場にない」としている。【中里顕】

と指摘した。一方で、旧吉和村が90年ごろから継続を求めてきた。林道建設

政が一体となって事業を



細見谷を縦貫する幹線林道計画